

小さな掛金で、
大きな安心をお届けします。
この機会に、
ご入会をおすすめ致します。

ご入会は、どなたでも簡単です。

掛けやすい月掛金(積立金)です。
ご予算に合わせてお選びください。

安心プラン 24

月掛金

2,000円×120回 → 240,000円

※但し、施行時に消費税相当額をお預かりいたします。

安心プラン 36

月掛金

3,000円×120回 → 360,000円

※但し、施行時に消費税相当額をお預かりいたします。

ご契約いただく方へ

1. 契約規約の重要事項

- (1) 契約の目的について(第1条関係)
この契約は、冠婚葬祭に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行、信託等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。
- (2) 加入の申込、規約の交付・再交付について(第3条関係)
ご加入いただけた場合は、事前にこの規約をよくお読みいただき、ご理解の上、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えて申込みいただきます。その際、規約を説明の上、書面にてお渡しいたします。
- (3) 住所変更等の届出について(第7条関係)
住所その他連絡先を変更された場合には、変更後遅滞なく届けてください。この届出を怠った場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合や、失効する場合(105歳以上)もありますので、ご注意ください。
- (4) 役務提供の種類及び役務内容について(第9条、第11条関係)
コースによって種類及び内容が異なりますので、詳しくは規約第9条及び第11条の別表をご覧下さい。
- (5) 役務提供の時期(第12条関係)
契約時から年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。
- (6) 契約以外の役務の提供及び費用の決定時期について(第13条関係)
この契約の対象外の役務サービスの提供やランクが上の役務サービスをご希望される場合は、差額の費用を頂きます。その費用の決定については、役務サービスの提供前に説明し、了解を得ることとします。
- (7) 営業保証金等の前受金保全措置について(第16条関係)
お預かりした月掛金残高の1/2に相当する額は、法務局、互助会保証(株)に供託又は供託委託契約を行い保全しています。
- (8) 契約の解除について(第19条関係)
この契約を解約する場合は、解約手続料を頂きます。なお、解約返戻金は、手続書類の提出があった日から30日以内に返金します。
- (9) 個人情報の取得、利用に関する事項(第23条関係)
当社は、本規約に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理、宣伝印刷物及び契約内容に関するご案内の送付等、営業案内、冠婚及び葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報(加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年齢・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等)をあらかじめ書面により加入者の同意(確認書)を得て取得、利用します。また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規定の策定を行います。
- (10) 第三者提供に関する事項(第24条関係)
 - ①当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。
但し、次の場合は除きます。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ②なお、次の場合において個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。
 - (1) 業務委託に伴う個人情報の委託(前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る)
 - (2) 合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供(合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る)
 - (3) 個人情報がグループ企業等で共同利用する場合(共同利用者の範囲、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る)
- (11) クーリング・オフ
1. 試問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合、本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面(ハガキ、封書など)により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができる、その効力は当該書面を当社の「お問い合わせのご相談窓口」(第22条参照)にて発信した日(郵便消印日付など)から発生します。なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者は加入者の負担となります。
2. クーリング・オフを行った場合は、
 - ① クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはできません。
 - ② すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。この場合返還に要する費用は当社が負担します。
 - ③ 互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合、当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
3. なお、ご葬式の施行に係る役務サービスの提供を受けた場合、特定商取引に関する法律第26条第3項第2号(特定商取引に関する法律施行令第6条の3第4号)によりクーリング・オフを行うことはできませんので、あらかじめご了承下さい。
4. 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む10日間を経過するまでは書面によりクーリング・オフを行うことができます。